

社会福祉法人長浜市社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人長浜市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬の額)

第3条 役員等に対する報酬の額は、別表に定める額とする。

- 2 新たに役員等になった者のうち、月額報酬を受けるものにあつては社会福祉法人長浜市社会福祉協議会給与規程（以下「給与規程」という。）第5条の計算方法に準じて支給する。
- 3 任期満了、辞任又は死亡により役員等でなくなった者のうち、年額報酬を受けるものにあつてはその月まで、月額報酬を受けるものにあつては前項の規定に準じて支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給時期は、次の各号の区分に応じて定める期日とする。

- (1) 月額報酬を受けるもの 毎月21日とする。
 - (2) 日額報酬を受けるもの 年2回（7月21日及び12月21日）とする。
 - (3) 年額報酬を受けるもの 年1回（12月21日）とする。
 - (4) 前各号に定める期日が休日にあたるときは、給与規程第6条に準じた日とする。
- 2 報酬は、本人の指定する口座への振替により支給する。
 - 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人長浜市社会福祉協議会役員等の報酬および費用弁償に関する規程（平成18年規程第10号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

区 分	報 酬 額
会長	月 額 70,000円
理事・評議員	日 額 3,500円
監事	年 額 50,000円